

平成31年3月13日

保護者 様

埼玉県立川口高等学校
校長 柳川 典昭

「三ない運動」廃止に伴う自動二輪車等の免許取得・運転等の変更について

早春の候、保護者の皆様には、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、埼玉県では平成31年4月1日より、高校生の「三ない運動」は廃止となり、高校生も自動二輪車等の免許の取得・運転が可能となります。本校では、別紙のとおり規定を設け生徒が免許の取得・運転を希望する場合、安全にまた、高校生活に支障が無いように利用できるよう指導していくことにいたしました。趣旨をご理解の上ご協力をお願いいたします。

また、下記の日程で申し出期間を設定しましたので、該当の生徒は申し出をして下さい。

※ 確認証は、3月22日（金）までに担任に提出して下さい。

◆ 免許取得者 申し出期間 …… 3月14日（木）～22日（金）

すでに、原付・自動二輪車等の免許を取得してしまっている生徒は、この期間に必ず申し出て下さい。（後日発覚した場合、指導対象となります）

※ 新年度 三者面談を予定しております。

◆ 免許取得・運転希望者 申し出期間 …… 4月10日（水）～

新たに、原付・自動二輪車等の免許取得・運転を希望する生徒は、必ず申し出て下さい。（無断で免許を取得・運転をした場合、指導対象となります）

※ 新年度 三者面談を予定しております。

● 春季休業中は免許取得・運転等をしないようご理解ご協力下さい。

（無断で免許を取得・運転をした場合、指導対象となります）

----- キ リ ト リ -----

自動二輪車等の免許取得・運転等の変更について確認証

◎ 自動二輪車等の免許取得・運転等の変更について確認しました

生徒氏名 年 組 番 氏名

保護者氏名

印